



介護保険料は、忘れずに納めましょう②

健康福祉課 ☎ 0465-83-8024

■介護保険料の納め方

▼65歳以上の方（第1号被保険者）【年金の受給額によって、次のいずれかの納め方になります。】

- ①年金が年額18万円以上の方（特別徴収） ※年金が年額18万円以上の方でも、次のような場合は納付書で納めていただくことがあります。
- 年金の定期払い（年6回）の際に、年金から差し引かれます。 2026年4月2日以降に65歳となる方／年度の途中で他の市町村から転入した方／2026年4月1日時点で年金を受給していない方／収入申告のやり直しなどで過年度分の所得段階区分が変更になった方 など
- ②年金が年額18万円未満の方（普通徴収）
- 町から送付する納付書で、指定金融機関やコンビニエンスストアなどで納めます。

▼40歳～64歳までの方（第2号被保険者）

ご加入の健康保険の保険料と併せて介護保険料を納めています。

【口座振替のご利用を！】

保険料を納付書によって納める普通徴収の方は、口座振替にすると、納期ごとに納め忘れがなくなり安心です。ぜひご利用ください。



国民年金の豆知識

「知っていますか？国民年金保険料の免除制度」

日本年金機構小田原年金事務所 ☎ 0465-22-1391 / 町民課 ☎ 0465-85-5007



日本年金機構
ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>

保険料は毎月納める必要がありますが、収入の減少や失業などにより保険料を納めることが難しくなることもあります。

また、保険料を未納のままにすると、「老齢基礎年金」や、「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。

※全額免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

※一部免除の承認を受けた期間は減額された保険料を納付いただく必要があります。

■免除が承認された場合の免除額と保険料

	保険料の全額免除	保険料の4分の3免除	保険料の半額免除	保険料の4分の1免除
免除額	17,920 円	13,440 円	8,960 円	4,480 円
保険料	0 円	4,480 円	8,960 円	13,440 円

■免除を受けるための条件を確認しましょう

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※毎年、7月から翌年6月までを1年間として、前年の所得で審査されます。

■申請しましょう

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」（申請書は日本年金機構ホームページ、役場町民課窓口にあります）を、お近くの年金事務所または役場町民課へご提出ください。マイナポータルからも申請できます。

■申請できる期間

免除の申請は、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって申請できます。

（例）2026年7月に申請する場合は、2024年6月までさかのぼって申請できます。

※納付猶予とは、50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度のことです。



介護保険料は、忘れずに納めましょう①

健康福祉課 ☎ 0465-83-8024

■介護保険とは？

介護が必要と認定された方が地域で安心して暮らすために社会全体で支える仕組みです。

皆さんから納めていただいた介護保険料は、介護が

必要な方が介護サービスを利用する際の費用の一部として使用されています。（所得に応じて1～3割は自己負担）

■保険料を納めないと？

介護保険料を滞納すると、サービス利用時に自己負担額が増える可能性があります。介護保険料は、忘れずに納めましょう。7月中旬以降、65歳以上の方に「令和8年度介護保険料額納入通知書」または「令和8年度介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を送付しますので、ご自身の保険料や納入方法などをご確認ください。

※2025年度税制改正により、2025年中の給与所得控除の最低保障額が引き上げられますが、**2026年度の介護保険料の算定に限り、税制改正前の基準に基づいて計算します。**

そのため、**住民税が非課税であっても、介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。**（世帯の住民税課税状況も同様に判定します。）

■2026年度の65歳以上の方の介護保険料

段階	対 象 者		保険料 (年額/人)
1	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税である老齢福祉年金受給者、または世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 82.65 万円以下の方		17,100 円
2	世帯全員が町民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 82.65 万円を超えて 120 万円以下の方	29,100 円
3		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 120 万円を超える方	41,100 円
4	本人が町民税非課税で、世帯の中に町民税課税者がいる	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 82.65 万円以下の方	54,000 円
5		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 82.65 万円を超える方	60,000 円
6		前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	72,000 円
7		前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	78,000 円
8		前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	90,000 円
9		前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	102,000 円
10		前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	114,000 円
11		前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	126,000 円
12	本人が町民税課税	前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	138,000 円
13		前年の合計所得金額が 720 万円以上 880 万円未満の方	144,000 円
14		前年の合計所得金額が 880 万円以上 1,300 万円未満の方	156,000 円
15		前年の合計所得金額が 1,300 万円以上の方	168,000 円

※保険料の額は、本人や世帯の前年の所得に応じて 15 段階のいずれかになります。

※年度の途中で 65 歳になった方は、65 歳になった日（誕生日の前日）の属する月分から、年間保険料を月割で算定します。